

被害者が創る条例研究会 2019年度事業報告

1. ブックレット「すべてのまちに被害者条例を」第3版の作成と配布

地方公共団体における被害者支援、被害者条例の必要性について、分かり易く基礎的な内容に加えて、最新の情報を加え、第3版として1500冊作成し、全国の都道府県・政令市の主管課、都道府県警察の被害者支援室他に送付した。また関係機関や下記に記載のシンポジウム・出張講座(ワークショップ)参加者に配付するとともに、問い合わせのあった犯罪被害者や犯罪被害者団体、関係団体などにも配付した。

2. 冊子「市町村における犯罪被害者等基本条例案」第4版 補訂第2版の作成と配布

第4版補訂第2版を500部発行した。第5版は次年度に発行とすることとし、今年度は記載情報を最新のものに書き換えるなどの訂正に留めた。コロナウイルスの急激な流行の拡大により、検討会や編集会議を中止した。

3. ワークショップ(出張講座)の開催

全国各地に当団体会員が赴き、冊子およびブックレットの理念や内容の詳細について説明し、意見交換を行うワークショップを3回実施した。

- ① 6月26日(水) 群馬県警察本部会議室にて開催。
 - ② 2020年1月23日(水) 徳島県弁護士会館にて開催。
 - ③ 2020年2月21日(金) 金沢市ITビジネスプラザ武蔵にて開催。
- いずれも、犯罪被害者支援団体や弁護士会の協力を得て開催した。

4. シンポジウムの開催

東京でシンポジウムを主催し、香川、山口、熊本でシンポジウムを後援した。その地域の犯罪被害者や犯罪被害者支援団体、弁護士会、保護観察所などの協力を得て開催した。

- ① 香川: 8月31日(土)、香川県社会福祉総合センターにて開催。
- ② 東京: 12月14日(土)、上智大学ホールにて開催。
- ③ 山口: 1月11日(土)、山口県総合保健会館にて開催。
- ④ 熊本: 2月22日(土)開催。

5. 全国各地における被害者支援に対する気運の醸成

平成31年、大阪府、和歌山県、三重県、長崎県、青森県、横浜市で条例が施行され、令和2年には東京都、高知県、大阪市で条例が施行見込みである。このうち、大阪府、三重県、横浜市、高知県、大阪市は、いずれも当団体がシンポジウムを開催、あるいは、条例制定に関して被害者や関係者にアドバイスを提供了。

また、当団体主催のシンポジウムや出張講座(ワークショップ)には未だ条例が制定されていな

い地域から多くの被害者支援関係者の参加があり、翌年度の出張講座やシンポジウム開催の相談を受けている。

6. 矯正教育関係者との連携

令和元年12月14日に上智大学で開催した当団体主催のシンポジウムは、多数の更生保護関係者(法務省保護局、更生保護委員会、保護観察所職員、保護司)の出席があった。

当団体会員が刑務所にて受刑者に対し、生命の大切さについて講話を行った。

以上